会議録

- 1 附属機関の名称 大山市訪問看護ステーション運営協議会
- 2 開催日時 令和5年1月12日(木) 午後1時30分から2時50分まで
- 3 開催場所 犬山市民健康館 204 会議室
- 4 出席した者の氏名
- (1) 委員 榊原吉峰、小川清美、岡村千里、大井雅雄、松浦英幸、須田由美、舟橋尚女 押谷重昭
- (2) 事務局 健康推進課 (野村課長補佐、小川課長補佐、吉永主任主査)
- 5 議題
- (1) 犬山市訪問看護ステーション実績等事業報告
- (2) 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例及び規則の改正について
- (3) その他
- 6 傍聴人の数

人 0

7 内容

- (1) 犬山市訪問看護ステーション実績等事業報告
- (2) 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例及び規則の改正について
- (3) 犬山市訪問看護ステーションの今後の運営について

(事務局から内容について資料で議題(1)を説明)

委員:いろいろご説明ありがとうございました。

この3年間コロナが影響していると思います。収支は資料からわかりますが、利用者の年齢構成はわかりますか。またターミナルケアの方達はどれくらい利用されていますか。

事務局: 12月の利用者の状況をお伝えします。先月12月は実人数30名の方に訪問しています。 性別の内訳は、男性9名、女性21名です。年齢について説明しますと、12月は一番若 い利用者が、10歳の女児1名でした。40代、50代の方がそれぞれ1名、60代はいなく、 70 代の方が 4 名、80 代の方が 15 名、90 代の方が 7 名、100 歳を超える方が 1 名の利用 者がありました。総じて高齢の 80 代以降の方の利用が多かったです。

今年 4 月からの各月における利用者の年齢構成も、今説明した 12 月のものと似ていた と思われます。

ターミナル、いわゆる終末期の方々もおり、当然亡くなる方もいます。ひと月に、1名 程度の増減があり、トータル的に毎月大体30人前後の利用者がある状態です。

委員:令和元年だけ収支額が少ない理由はわかりますか。

事務局:この頃は、職員の確保ができなかったことが原因と思われます。

募集をかけても、職員の確保が難しい現状がありますが、いま現在は職員の充足ができています。

委員:利用者が増えている感覚があったので、令和元年の数字だけ気になりました。当局側の 体制による要因が考えられるということですね。わかりました。

委員:実習委託金の件ですが、令和3年度と令和4年度の10月を比べると、2倍になっていますが、研修が増えたということでしょうか。

事務局:実習委託金は人数で決まります。令和3年度と令和4年度の単価は一緒のはずですので、参加人数が増えたためと考えられます。

委員:わかりました。ありがとうございます。

議長: そのほかいかがですか。

委員:資料1に記載がある利用者との対象者の違いは何になりますか。また、運営方針の記載場所が後ろの方にあるのはなぜですか。

事務局:利用者については、各種保険に加入しており、訪問看護ステーションの利用ができる方という意味になります。対象者については、利用者の中で、主治医の先生から訪問看護が必要であると指示を受けた方の意味で使っています。利用者が大きい枠、対象者が小さい枠とご理解いただければと思います。

運営方針の記載場所については、申し訳ありません、特に意味はございません。

議長: そのほかいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、ひととおり回答いただいたと思いますので、議題の1については、これで、 終わりとさせていただきます。

議長:次に議題の2です。犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例及び施行 規則の改正案について、事務局説明をお願いします。

事務局: (内容について資料で議題(2)を説明)

議長:何かご質問ございませんか。

委員:確認です。長時間利用料は平成24年、休日利用料は平成29年に規定の変更があったと 説明がありましたが、これは単に、条例の文言が変わっていなかっただけで、運用は、 正しく行われていたと理解してよろしいでしょうか。

事務局:はい。その通りです。訪問看護ステーションの条例は、資料のとおりとなっていましたが、訪問看護ステーションを運営するにあたっては、運営規定を厚生労働省の東海北陸厚生局へ届出する必要がありまして、そちらへは長時間利用料と休日利用料について変更後の運営規定を届出しています。条例だけが追いついていませんでした。申し訳ございません。

委員: ありがとうございました。これからもいろいろな変更点があるかと思います。苦言になりますが、今後は注意して、同じ時期にやるように、お願いしたいと思います。

事務局:申し訳ございません。肝に銘じて進めていきたいと思っています。

委員:長時間利用料の割合はどれくらいにあるのでしょうか。またどういう行為が、長時間に 渡るのでしょうか。幾つかあると思いますが、代表的な例をお示しいただければと思い ます。

事務局:基本的に1回の訪問看護について、現場では、30分から1時間以内でサービスを提供していますので、長時間利用料の規定はあるものの、改正以後適用した例は、ありません。

委員:どのような行為をすると長時間に跨るのでしょうか。現場の方は大変だと思います。

事務局:看護内容は、体をふくこと、入浴介助、インスリン注射などですが、高齢者の方の中には、排便がコントロールできない方もいるため、うまくいかない時は時間がかかることもあります。管(くだ)を繋いでいる方もみえるので、痰の吸引も行います。また膀胱に管を繋いでいる方は膀胱洗浄も行います。このような方は、かなり重度の状況になり、いろいろな処置を行いますので、どうしても時間がかかるときはあるかもしれませんが、本人様もご家族様も疲れてしまいますので、すくなくとも1時間半で終わる看護内容となっています。

委員:健康な若い人であれば、円滑にできることが、高齢であるがゆえに、時間がかかるということが具体的な例を聞けてわかりました。ありがとうございました。

議長:そのほかいかがですか。

委員:事務局がさきほど説明していたことですが、患者さん(利用者)によって、ひとりひとり作業が全然違いますし、患者さんのその日の状態でも変わってくると思います。ある程度は、短い時間で効率よく、ケアをするというのが原則ですが、やはり、時間かかってしまうケースあると思います。非常に時間かかるケースが続く場合もあれば、短い30分ぐらいで終わるケースもある。それだけ相当な労力、また経験が必要になり、スタッフに負担がかかると思います。

続いて、もう一つの休日利用料のことでお聞きしたいのですが、資料にある犬山市の休日を定める条例の休日対象日は、いわゆる日祝祭日ということですか。変更後の規則に 定める休業日と、どのように違うのでしょうか。

事務局:犬山市の休日を定める条例での休日は、市職員の勤務のもとになっているもので、具体的には、お盆休みがないことが今回の件で、大きなところです。

委員:規則では、訪問看護ステーションは、8月14日から16日まで休業日となっているようですが。

事務局:規則では、8月14日から16日まで休業日となっています。これは尾北医師会の職員規 定に合わせたものです。

委員:この日にケアをすれば、休日利用料は発生するということですね。今回条例を変えるということは、今までは8月14日から16日の休業利用料の記載が条例上なされていなかったためで、実際は休日利用料の徴収はされていたということですね。

事務局:本来は、規則上の休業日規定を変更したときに、条例の休日利用料の規定も一緒に変えなければなりませんでした。今回変えていないことがわかったものですから変えることとしました。条例の変更前と後の休日の違いは、端的に言えば、お盆休みがあるかない

かの違いになります。

委員: ということは、これからも8月14日から16日は休日扱いという形でやっていくという ことですね。条例にしっかり明記されると。

事務局:運営規程上も8月14から16日は休業日となっており、休日利用料の対象として、運用 しています。ですが条例がそうなっていないことが今回わかったため、変えることとし ました

委員:少しお聞きしたいのですが、お盆休みの条例上の記載がなかったことで、余分にもらったと考え、ここ5年間ぐらいの返金をするという話が出ているのは本当でしょうか。

事務局:今回の条例の記載がない時点での休日利用料の金額等については、現在調査中で、その 点については、まだ言えない状況です。

委員:条例に書いていないと言っても、実際にはそれでずっとやってきて、スタッフ、利用者、ご家族にそのように説明をして、同意を得て、休日利用料を加算してもらっている状態ですよね。理解を得て、行っていることなので、もし返金をしなくてはならないとなると、今までスタッフが利用者に話していたことが、辻褄が合わなくなってくるのではないかと危惧します。返金という形になればですが。返金しなくてはいけないと、まだ決まった訳ではないですね。

事務局:対応については、まだ課内で検討中です。今の時点で返金する返金しないを申し上げられない状況です。

委員:スタッフからそのような話が僕の耳に入ってきたものですから。

ただ、今までしっかりと同意を取って、利用者に納得していただいていたことが、何か 間違ったことをしていたと、スタッフが思われてしまうことが、不本意です。

開始する時期にしっかりと話をして、このお盆の時期は休日扱いになると、利用者に理解と同意を得て、ずっと続けてきたことです。

今回、この条例が少し変わっただけで、今までの何年間分(のお盆時期の休日利用料) を返金することになれば、今までスタッフが頑張ってきたことが、辻褄が合わないもの となり、何か間違ったことをしたという印象を与えてしまう。しっかりと同意得て、納 得して利用してもらっているので、返金する必要はないと思います。

そうしないと、利用者との信頼関係がうまくいかなくなるのではないでしょうか。お金 の問題ではなく、今までの説明が、間違った説明と取られかねないと危惧します。

こういった面を市は少し考慮していだだきたい。スタッフは患者さんのところへ行って、ケアをしており、お互い信頼して看護を行っています。信頼関係が一番大事ですので、間違った説明で看護を行っていたことになると、これから信頼関係を築いていくことが非常に難しくなるかもしれないと心配です。

条例の文言に入る入らないだけで、今までやってきたこととの整合性がなくなってしま うのは、いけないのではないでしょうか。何か具体的には、返金の話はまだ進んでない のでしょうか。

事務局: 今、訪問看護ステーションにどのような状況であるか照会中です。ただ条例に記載のない利用料を徴収していた状況は、返金も検討しなくてはいけないと考えています。

委員:しかし条例の解釈として、8月14日から16日の期間における休日利用料の徴収を行っていたわけですよね。

そこをしっかり把握していただいて、現場の意見を聞いてほしいと思います。やはりお金の問題ではなく、お互い信頼して、任せている部分もあるので、不信感が少し生まれると上手くいかなくなる。非常にシビアな現場で働いているので、小さなことでも、意見を聞いて進めていただけたらと思います。ありがとうございました。

委員:このことに関連してお尋ねしますが、我々のこの運営協議会で、例えば先ほどの問題について、協議会の判断がでた場合、その判断が確定するのでしょうか。返金する又は返金しないという決定は、どこで決まるのでしょうか。

運営協議会の場で、しっかり計って、委員の皆さん了解の上、返金するという話ならわかります。委員の我々で最終判断を出せるのでしょうか。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

事務局:運営協議会では、委員の皆様の意見をいただきますが、最終決定の場ではないと考えています。この件は市の条例でありますので。

委員: さきほどの委員のような意見があれば、しっかり会長から市へ申し入れするべきではないでしょうか。この場の議論を反映させていくためにも必要なことだと思います。

事務局:申し訳ありません。部長も課長もいないため、一存で申し上げることができません。

委員:この件については、会長に判断をお任せします。

議長:確かに、この協議会がそれを決定する機関ではないとは思っていますが、全然私たちと 関係ないところで進んでいくというのも、よくないと思います。先ほど委員から出た意 見も、決定を出す過程の中で、当然検討してもらえると思います。またそれに則った手 筈(てはず)を取っていただけると思います。決定に云々(うんぬん)いう気はありま せんが、次の機会に、フィードバックしていただける良いと思います。

事務局: (先ほどの委員に) 医師会を代表してのご意見だと思うのですが、返金すべきではない というご意見でしょうか。

委員:返さなくてはいけないものは、返していいと思いますが、制度的な問題もあると思います。

スタッフが今までやってきたことが認められないのは、何か違うのではないでしょうか。 契約する時には、スタッフは追加で料金が発生する旨を丁寧に説明し、納得、同意して もらっている。

また当該条例をすぐ変えることができないため、規則だけ先に変え、制度運用したため、 条例改正が遅れて、今まで進んでこなかったという話も聞いています。

訪問看護ステーションに、対象者がどれぐらいいるのか調べてほしいという依頼がありましたが、その目的は、返金するためではないのでしょうか。

返金をする又はしないことの決定は、私たちが言うことではありませんが、今までやってきた現場の感覚としては、スタッフ利用者家族との信頼関係上で、少し困惑しています。現場がきちんとやりやすい環境を作ってあげたい。

今、幸い、(犬山市訪問看護ステーションの)利用者も増えています。非常に信頼されているスタッフが頑張っています。スタッフを維持していくのは、難しい。返金をしないでくださいというわけではありませんが、そのことを理解してほしいです。

議長: 先生の意図するところは十分酌んでいただけたらと思います。市は、それを忘れないように対応に当たっていただければと思います。お願いします。

結論だけはつけないといけないので、次第のとおり、条例規則の見直しの決を採りたい と思います。さきほどの議論は、見直し後の対応の部分であったと思います。

それでは、条例及び規則の見直しのご了承はいただけますでしょうか。 はい。

それでは、意義、見直しについては異議なしという結論が出ましたので、よろしくお願いしたいと思います。

委員: すいません。違う話になりますが、減免申請書の件、手元の資料では印を押す様式がついていますが、押印廃止ということでよいでしょうか。

事務局:はい。この様式は現行のものなので、押印箇所が残っていますが、今後この部分をなく し、押印廃止をしていきます。

委員:ありがとうございました。

議長:それでは議題3のその他ということで、事務局よろしいですか。

事務局: (内容について資料で議題(3)を説明)

議長:実績調査を含め、今後、詳細が分かってから、また議題として出てくると思います。 その時はまたよろしくお願いしたいと思います。その他について何かご質問ございます か。

委員:近隣の市町はどのような状態なのでしょうか。訪問看護事業を民間だけで、おこなって いるのでしょうか。

事務局:県下にて、公営で行っているところは珍しいです。市民病院がある市町は、訪問看護ステーション設置をしているところもありますが、犬山市に市民病院はなく、訪問看護ステーション事業を単独で行っています。

訪問看護事業を行う民間事業者が増えてきている状況で、現在、市内でも 10 事業所あります。またその他にも、小牧、大口、扶桑、江南、各務原の事業所にも犬山をエリアとするところがあり、それを含めると実は 30 近くの事業所があります。

高齢者を中心とした方の需要もあり、これからも事業所はどんどん増えていくと思います。

需要と事業所が増えていく中、民間の事業者側に(需要に対して)余裕があるのか、余裕がなく、市の訪問看護ステーションも続ける必要があるのかは現時点ではわかりません。将来的な予測も難しいですが、介護保険の事業計画でも在宅介護が増えていくことやコロナなどで長期の入院がむずかしいこと、終末を自宅で迎えたい方が増えていることなどから、勘案して、まずは調査をしていきたいと思います。

委員:料金は(民間に比べて)どうでしょうか。

事務局:料金も、多分良心的なものになっていると思います。しかし差があり過ぎると、民間事業者を圧迫しかねないので、そこも含めて調査していきたいです。

委員:ありがとうございました。

議長:調査をしていくと、これから見えてくることが多くなるでしょうね。

委員:これから調査をしていくということなので、その動向も見ていかなければいけないと思いますが、ただ、どれだけ民間事業者がたくさんできても、私は公的な受け皿があると

いうのは、意義が非常にあると思います。

市がやっているのは珍しいかもしれませんが、だからこそ、市だからこそお願いしたいと思う方たちが必ずいると思います。

先ほど先生がおっしゃったように、スタッフさんが一生懸命説明して、契約をして、訪問看護を行っているので、多少民間事業者が出てきたから、市は手を引くべきかといえば、全くそのようなことはないと思います。

需要はどんどん高まっていますし、また、毎年毎年こういった事業を積み重ねていくことで、本当にスタッフさんをきちんと雇っていただきたい。辞めていかれる方が多いということはひょっとしたら処遇のことも問題なのかもしれません。改善をしながら市で事業を続けていくべきだと思います。

議長: どうもありがとうございました。

それでは、大体意見をいただいたと思いますので、本日用意されております協議事項は すべて終了といたします。

これにて、私も議長の任を解かせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

事務局:それではどうもありがとうございました。

皆様本日は長時間にわたりましてご協議をいただきましてありがとうございました。 本当に貴重なご意見いただきましたし、またいろいろと宿題をいただきましたので、上 司に報告し、また、次のこの委員会の時には、お伝えできるようにさせていただきたい と思います。どうも本日はありがとうございました。